

飛騨法人会だより

No.209
2017

平成29年4月20日 第209号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛騨法人会 発行人 岡田賛三/編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/> TEL 0577-34-2201
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp FAX 0577-33-1093

春

目次



- 「3」で表現すること……高山税務署長 土屋 雅則…………… 2～ 4
- 税務署からのお知らせ…………… 5～ 9
 - ・税務職員を装った不審な電話にご注意ください!
 - ・e-Taxを使ったとても便利な納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!
 - ・加算税制度(国税通則法)の改正のあらまし
- 休憩室……………鳩峯車に魅せられて～私の生まれ育った町～…………… 10～11
- 事業所訪問……株式会社 マツオカ…………… 12～13
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース)…………… 14～15
- (公社)飛騨法人会理事会・ETCカードによる高速道路料金割引制度を開始…………… 16
- 平成28年度 岐阜県下法人会運営研究会・第71回 東海法人会連合会大会…………… 17
- 青年部会・女性部会だより…………… 18～20
- 高山労働基準監督署からのお知らせ…………… 21
- 読者の窓…………… 23
- 事務局だより・編集後記…………… 24



— スイセンの里 — 下呂市桑政(4月上旬)



— シバザクラ群生地 — 下呂市御蔵野(4月下旬)



— 国天然記念物シダレグリ自生地 — 下呂市宮地(5月上旬)



— 休耕地を活用したショウブ園 — 下呂市野尻(6月中旬)

— 下呂市内・花の名所 —



「3」で表現すること

高山税務署長 土屋 雅則

昨年7月に着任してから、早いもので9か月が経ちました。その間、多くの皆様の税務行政に対する御理解と御協力をいただき、ここまで順風満帆と言って良いほど順調に帆を進めていくことができました。特に飛驒法人会の皆様には、社会貢献活動を始めたとした種々の活動により申告納税制度の発展にご尽力いただき、深く敬意を表する次第です。

さて、今回、法人会だよりへ寄稿するに当たり、表題の『「3」で表現すること』と題したお話をさせていただくことにしました。

私は、前任は「名古屋派遣国税庁監察官」という仕事をしていました。この監察官の任務は、国税組織から非行を根絶することですが、その仕事の一つとして、職員に対して非行予防講話を行うことがあります。

私の監察官時代のボスは、国税庁の渡邊定義首席国税庁監察官という人で、愛称は「ナベサダ」です(後に、熊本国税局長を最後にご退官されました。)。私たちは、そのナベサダさん(尊敬と親しみの意を込めてそう呼ばせていただきます)から「心に響く予防講話」をするよう教えられました。また、プレゼンテーション力の向上にも力を入れられ、TED(YouTubeで配信されたり、NHKでも放送されている世界的講演会)なども参考にしていました。

その教えの一つに、「3」の発想」というお話がありました。「数学の世界で『三平方の定理』が基本であるように、また音楽や舞踏あるいは能の世界に『序・破・急』、茶の世界に『守・破・離』という三段階があるように、三つの視点や要素で物事をうまく分析・説明できたりする。」「人は多くを言われても頭に残ることは少ない。三

つが一番覚えやすく頭に残る。」といった内容のものでした。

確かに、「〇〇十か条」とか「〇〇五訓」として紙に書いて掲げられたものなら、それを見ながら復唱したりすることはできますが、社長が社員に向かって行う訓示で「今から十のことを言います。」と言われても、到底全てが頭に入らず、メモする手も追い付きません。

私は、このナベサダさんの話に深く共感を覚え、以来、話をするときには、この手法を使うことにしています。ですから、前回の法人会だよりの「新春よもやま話」でも触れましたが、私は高山税務署着任に当たって、職員に対して「3つのお願い」として、「仕事は組織で行うもの」「24時間・365日税務職員であれ」「家族を含めた健康管理」という訓示をしたり、昨年11月に行われた貴会青年部会主催による「語る会」では、「仕事は厳しく、職場は明るく、人生は楽しく」という題でお話をさせていただいたり、極力、3つのフレーズで話すよう心掛けています。

ほかには例えば、「気遣い3か条」として「目配り・気配り・思いやり」とか、「仕事3養(素)」として「栄養・教養・休養」といった覚えやすいフレーズを用いて話すようにしています。

(そう言えば、全くの余談ですが、「3の倍数と3の付く数字のときだけアホになる。」というネタで人気があった「世界のナベアツ」という芸人がいましたっけ。「ナベサダ」さんで思い出しました。ちなみに結婚式と言えば「三三九度」(3と3の倍数)ですが、これは、神事では奇数が吉数とされているためで、「七五三」なども同じ意味合いだと思います。)

そこで、改めて世の中の「3」で表現されるものを探してみると、「三つの〇〇」「〇〇3本柱」「〇〇御三家」「三大〇〇」など、何とも多いことに驚かされます。また、日本だけでなく世界中でもこのような言い方をします。

というわけで、ここからは、この「3」で表現されるものについて話を進めていくことにします。

「三つの〇〇」

何といっても定番は、結婚式の上司のスピーチで使われる「人生には三つの坂がある。上り坂・下り坂・まさか(坂)」というものや、「三つの袋を大切に。給料袋・胃袋・お袋」です(最近は給料が振込みの場合が多いので、「堪忍袋」も使われます)。

以前に、「嫌われる仕事の3K」として「きつい・きたない・危険」という言葉が流行りましたが、「重要な行政の3K」として「警察・検察・国税」という言葉もあります。

また、「仕事に対する取組み姿勢として“三つの意(熱意・誠意・創意)”を大切にしよう。」とか、「人生は“腹八分・仕事十分・睡眠十二分”で行こう。」と言ったりします。

「三大〇〇」

まずは何といっても「日本三名泉(下呂温泉・有馬温泉・草津温泉)」でしょう。そして「日本三大曳山祭(高山祭・祇園祭・秩父夜祭)」も忘れてはなりません。ほかには、「三大珍味」とか「三大栄養素」というのも有名ですが、「三大疾病」とか「三大がっかり」というものもあります。

また、「三大〇〇」と言わずに「御三家」と言ったりしますし、「3本の指に入る」という言い方もします。いろいろなものをランキングで紹介するテレビ番組では、最後に「トップ3」を残して紹介したりしますし、スポーツ競技などのトーナメント戦では、わざわざ3位決定戦を行ってまでもトップ3(金・銀・銅)を決めたりします。



ちなみに「三大美人」と言えば「クレオパトラ・楊貴妃・小野小町」ですが、小野小町を含めているのは日本だけらしいです。

おっと、大事なものを忘れてはいけません。憲法で定める「国民の三大義務」は、「教育の義務」、「勤労の義務」、そして「納税の義務」です。

「3人の〇〇」

3人というのは、何とも心地良い人数です。「三匹の子ブタ」や「だんご3兄弟」しかり、最近では「三太郎(桃太郎・浦島太郎・金太郎)」が人気です。更に言えば、桃太郎の家来も、猿・キジ・犬の3匹ですが、「情報収集のキジ」「作戦を立てる猿」「実行部隊の犬」という役割分担があるという話を聞いたことがあります。「三国志」や「バルト3国」というのもこの括りに入ってしまうか。

居酒屋へ行ったときも、2人より3人の方が、会話が途切れず盛り上がります。酒が進んで多少の口論になったときも、1人が間に入って落ち着かせることもできます。

じゃんけんのように、3者にそれぞれ有利・不利あるいは強者・弱者の立場があることを「三すくみ(状態)」と言いますが、1対1では強弱の関係ですが、3者になると全体でバランスの取れたトライアングル(正三角形)のような状態になります。この状態では、互いに引っ張り合うのではなく、全体として大きなトライアングルに拡大していくことが期待されます。

なお、日本では「3人寄れば文殊の知恵」と言いますが、英語では「Two heads are better

than one」(1人の頭より2人の頭の方が優っている)と言います。

「3分という時間」

話は大きくはずれますが、“3分”という時間もまた、心地良い時間のようです。「キューピー3分クッキング」は、本当は10分ぐらいの番組ですが、「3分ぐらいで出来る料理」ということで、小さい頃から耳に馴染んでいます。ウルトラマンが地球上に居られる時間も、インスタントラーメンが出来るのを待つ時間も、朝礼で聞くスピーチの時間も、1通話当たりの電話の時間も、歌番組のワンコーラスの時間も、3分ぐらいがちょうど聞きやすく、飽きが来ないで、「ちょっとだけ待って。」と言われて待てる時間のようです。

話を元に戻します。

「スリーレターコード」

スリーレターコードとは、アルファベット3文字で表現する略記法のことです。航空会社名(JAL、ANAなど)や空港名、あるいは国名(JPN、USAなど)を表記するものとして世界標準となっています。日本でも、放送局名などは昔からNHK、TBS、CBCというように表記しますし、最近では、東京オリンピックに向けて首都圏の駅名をスリーレターコードで表記するように順次、変えています。JRやJTのように2文字で表記されるものもありますが、組合せが限られますし、2文字よりも3文字の方が原語をイメージしやすいことから、広く使われているようです。

ちなみに、「KSK」と言えば、DAIGOが北川景子に送ったプロポーズの言葉「結婚してください」が有名ですが、税務署では「国税総合管理システム」を表します。

このアルファベット3文字で表した言葉をもじって、教訓として使うことがあります。例えば、次のようなものです。

「仕事ATM」

明るく、楽しく、前向きに

「応接NHK」

にここに、はきはき、きびきび

「危機管理ABC」

当たり前のことを、

ぼやっとなしないで、ちゃんとやる

「3」で表現されるものについて、思い付くままに書いてきましたが、世の中にはまだまだ数え切れない「3」にまつわる言葉がありますし、私の知らない言葉もたくさんあると思います。そういった言葉を収集して分析していけば、おそらく1冊の本が出来上がると思いますが、それは定年後の楽しみに残しておくことにします。

最後に、この言葉で締めくくりたいと思います。

「三方よし」

これは、近江商人の心得として知られる言葉です。「売り手よし、買い手よし、世間よし」の三方全て良いことが、商売のあるべき姿だという意味であり、商売は、売り手も買い手も満足できるものでないといけないうし、その利益や喜びを、社会貢献で表していくことが良い商売であるということだと思っています。

まさに、飛驒法人会の皆様が日頃から実践しておられることです。皆様の今後ますますの事業のご繁栄と飛驒法人会のご発展を祈念いたしまして、結びとさせていただきます。

(文中に出てくる言葉は、出典等が不明なものが多いため、注記していません。)



税務署からのお知らせ

税務職員を装った不審な 電話にご注意ください!



マイナンバー制度アンケート・年金受給調査と称する
不審な電話が増えています!



国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

e-Taxを
使った

とても便利な 納税証明書のオンライン請求を ぜひご利用ください!!



スマートフォンや
タブレット端末からでも
利用できます。



自宅等で
請求データを
作成

自宅等のパソコンやスマートフォン、
タブレット端末で納税証明書請求データ
を作成します。

オンライン請求

※電子署名及び
電子証明書の送信が不要!!



税務署窓口で
本人確認後に
受取

窓口で書面により請求する場合と比べ、
短い時間で受け取れます。
(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間を
いただくことがあります。)

メリット
1

手数料が
安価です。

1税目 1年度
1枚 370円(通常400円)

メリット
2

窓口での
待ち時間が
短縮できます。



オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

1

自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
なお、スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒
(注)e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2

オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注)請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

3

税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4

納税証明書の受取 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。
(注) 電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。
(注) インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期限内であれば何度でもお使いいただけます。)(注)あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxの利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日の8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

🔍 イータックス

🔍 検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

加算税制度(国税通則法)の改正のあらまし

平成28年度の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、その中で加算税制度の見直しが行われました。

- 1 実地の調査に際し、税務署等から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知(以下「調査通知」といいます。)があった場合に、その調査通知以後の修正申告書又は期限後申告書の提出(以下「修正申告等」といいます。)に対して、加算税が課される措置が設けられました。
- 2 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に、加算税の割合が加重される措置が設けられました。

なお、改正後の制度は、平成29年1月1日以後に法定申告期限又は法定納期限(法定申告期限又は法定納期限とみなされる期限を含みます。)(以下「法定申告期限等」といいます。)が到来する国税から適用されます。

1. 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し

修正申告書(期限後申告に係るものを除きます。)が、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に5%(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされました。

また、期限後申告書(その修正申告書を含みます。)についても、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に10%(50万円を超える部分は15%)の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされました。

【改正後の加算税割合】(太線枠部分が改正箇所となります。)

修正申告等の時期	過少申告加算税		無申告加算税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
法定申告期限等の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5%	同左
調査通知以後から調査による更正等予知前まで	対象外	5% 〔10%〕	5%	10% 〔15%〕
調査による更正等予知以後	10% 〔15%〕	同左	15% 〔20%〕	同左

(注) 1 []書きは、加重される部分(過少申告加算税：期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分、無申告加算税：50万円を超える部分)に対する加算税割合を表します。

2 更正等を予知してされたものである場合には、調査通知の有無にかかわらず、加算税(調査による更正等予知以後の加算税割合)が賦課されます。

○ 「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の3項目の通知をいいます。

○ 調査通知前、かつ、更正等予知前の修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されません(無申告加算税が課される場合の加算税割合は5%です。)

2. 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

期限後申告等(注)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税(調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限ります。)又は重加算税を課された(徴収された)ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する(徴収する)無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

(注) 期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出(更正又は決定を予知してされたものに限ります。)、②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

【改正後の加算税割合】(太線枠部分が改正箇所となります。)

加算税の区分	期限後申告等があった日前5年以内に同じ税目に対して無申告加算税又は重加算税を課された(徴収された)ことの有無	
	無	有
無申告加算税	15% [20%]	25% [30%]
重加算税 (過少申告加算税に代えて課されるもの 又は不納付加算税に代えて徴収されるもの)	35%	45%
重加算税 (無申告加算税に代えて課されるもの)	40%	50%

(注) []書きは、加重される部分(50万円を超える部分)に対する加算税割合を表します。

- この加重措置は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。そのため、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される加算税には、この加重措置の適用はありません。
- 期限後申告等のあった日が加重措置適用の判定における基準日となるため、基準日から遡って5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあるか否かの判定においては、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定されます。
- 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、今回の新たな加重措置の適用はありません。

- 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

- ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

休憩室

「鳩峯車に魅せられて」

— 私の生まれ育った町 —

巻葉屋 分隣堂 川上 富子

私は桜山八幡宮の氏子、鳩峯車という屋台組で生まれ、育ち、今も暮らしています。

毎年祭りの朝、蔵の扉が開かれ曳き出させれる屋台を見ると何ともいえない高揚感を感じ、胸が熱くなります。いったいこの気持ちは何なのでしょう。

私の父は、「祭りの2日間以外の363日は次の祭りのために生活しとる。」と言っていました。「俺の最期は鳩峯車の囃子で送って欲しいなあ。」が口ぐせで、その言葉通り父は、葬儀の際、屋台組の方々によって、鳩峯車の囃子で送

られ旅立っていきました。そんな父からの「血」が私の心を掻き立て、年を追うごとに鳩峯車のことが、どんどん好きになり魅せられています。

ところで、3年前、鳩峯車組では蔵の中を整理しました。それを見せていただいた時、「鳩峯車組の古文書を読み解いていた父の後を継いでやってみたい。」

「鳩峯車の歴史を調べてみたい。」

「私が学んだ史学を役立てることはできないだろうか。」

という気持ちが生まれ、組内の方々にお話しし、整理させていただきました。そして今、鳩峯車組の古文書を読ませていただいております。(まだまだ初心者ですが…)

読んでみると、子供の頃に屋台に乗った時の屋台のにおい・景色・音などが思い出される時があります。このような臨場感の中で学べることは幸せなことだと思っています。そして、この屋台組の数えきれない祖先の方々に畏敬の念を感じると共に、たくさんの人が心を寄せてきた、屋台を通してそこに在る「思い」「誇り」「愛情」といったものを強く感じます。



彫刻や幕に特徴のある鳩峯車



鳩峯車の彫刻

組の古文書は、書かれた文字を通して、当時の人々の心が垣間見ることができたり、屋台のことだけではなく、当時の八幡祭がどのように行われていたのかということがわかってきたりなど、様々な歴史を今日に伝えてくれる貴重な史料のひとつです。

この長い歴史を失うことなく次世代につなげていくためには、単に物質的なものだけではなく、時代を生きてきた人々の心の財もしっかり守り伝え、慎重に向きあっていきたいと思っています。

「つなげていく。」

その為に、鳩峯車組では、大人も子供もいっしょに1年を通して、毎月囃子の練習を行っております。その場をお借りして、微力ではありますが、調べていてわかった事、年長者の方から伝え聞いた事などの話をさせていただいております。

拙い私の話を聞いて下さる組内の方々には、頭が下がる思いです。そして、「自分達の屋台のことが知りたい。」という気持ちが伝わってきたり、各々の心の中にある屋台への熱い思いやこれからどうしていったらいいのかななどの話が出てくることは、たいへんうれしく、頼もしく思います。

先日は、高山市教育委員会編集の「高山城下町絵図」の中に掲載されている、私たちの地域の地図(天保2年の火災図)を見ながらどんな人達が住んでいたんだろうという話で盛り上がりました。そんな姿に、「鳩峯車組先祖代々の誇り」を感じずにはられません。

「ここに住んで良かった」と思える住みやすく、やさしいコミュニティが地縁で結ばれた人達によって形成される。そして、その地縁の中で人が育ち、その人達によって、祭り・屋台が守られ、伝えられ、重要伝統的建造物保存地



区の町並みが守られていく。「はじめに人ありき」のコミュニティーを大切にしているすてきな町。

私は、この町に生まれ、育ち、暮らすことができ、幸せだと思っています。

鳩峯車について

鳩峯車は三輪の御所車の屋台で、屋台の四面全て(前懸1枚・横幕2枚・見送り幕2枚)が綴織の幕で飾られています。これらの5枚の幕は天保年間、屋台を新調した折に京より購入しております。

見送り幕は10月9日に懸ける替見送り幕と10月10日に懸ける本見送り幕の2枚を所蔵し、特に本見送りは毛綴織で珍しいものとされています。

また、下段の四面も彫刻で飾られ、前面は双竜の彫刻、その他は黒銀砂子蒔の壁面に獅子の彫刻で、これらは明治の大改修の折、江黒尚古によって彫られ屋台に付けられました。

当組は鳩峯車ができる以前に「大津絵」という屋台を持ち、「外法の梯子剃」というからくりが行われていました。

この旧台「大津絵」は金山町下原八幡神社に現存し、からくり人形も飛驒市古川町の青龍台組に現存します。

現在、鳩峯車に関して調査中で様々なことが分かってきています。いつの日か公表できるよう調査を進めています。

事業所訪問

株式会社 マツオカ

概 要

代表者：代表取締役 松岡 守
所在地：下呂市金山町下原町字協和549-1
創業：昭和26年9月
設立：昭和48年5月
事業内容：スーパーマーケット、衣料品スーパー、林業
店舗数：岐阜県22店、愛知県10店、静岡県6店、滋賀県2店
グループ：(有)マツオカ、(株)コスモマツオカ、(株)プライスアルファ、松岡林業(有)

対 談

ききて 本日は、お忙しい中、お時間をいただきありがとうございます。早速ですが、松岡林業を昭和26年に創業され、22年後の昭和48年に、後のグループ中核となる食品スーパーの(株)マツオカを設立されたわけですが、スーパーマーケットへの転換の経緯についてお聞かせください。

社長 素材生産業を営んでいましたが、林業行政の転換で安価な外材が輸入されるよう



店舗外観

になったために国内の林業が衰退し始めました。一方で、これからはスーパーマーケット業界が成長するという思いもあり、マツオカを設立しました。

ききて 現在、グループで40店舗を展開されていますが、設立当初からチェーンストア展開をお考えだったのですか。

社長 マツオカ設立にあたっては、同業者や市場関係者、その他業界の関連業者に相談したりしましたが、ことごとく反対されました。しかし、このまま林業だけではやっていけませんでしたが、私も大学卒業後は流通関係に勤めていましたので、これを機にUターンして兄弟3人でとにかく食品スーパーをやることにしました。ただ、地元には1店舗だけでは採算は厳しいという見通しはありましたので、多店化で採算が取れるよう、最初からチェーン展開するつもりでした。



社長 松岡 守氏



ききて 会社設立時の昭和48年から平成3年までは合計3店舗ですが、平成3年以降は毎年1店以上のペースで店舗展開されています。これについては経営方針に何か変化がありましたか。

社長 最初の3店舗は食品スーパーでしたが、我々のような小さな資本力では、食品の物流は鮮度や衛生面でどうしても近隣に限定されます。そうすると、山間地域だけの店舗展開ではボリューム(購買力)も限られており、食品スーパーだけで

の成長には限界を感じていました。そこで、衣料品スーパーによる店舗展開に力を入れることにしたわけです。また、昭和50年台から平成の初めのころまでは、小規模小売店の保護を目的に、国や県で大型店や中型店の出店を調整する法律や条例が施行されておりましたが、これ以降次第に緩和されました。この頃から、採算面である程度大きな店舗面積が必要だと思っていましたので、店舗展開もしやすくなりました。

ききて 地域密着型の食品と衣料の店として歩んでこられました。この点を踏まえての今後の方針とか抱負などお聞かせください。

社長 まず、ご高齢世帯の多い山間地域の店として、現在2台の移動販売車で近隣の山間部を回り、日々の買物にご不自由されてい



るお客様へ商品をお届けしております。このシステム導入して2年経過してめどが立ってきましたし、お客様のご要望もありますので、将来5台までに増やしたいと思います。また食品スーパーは、地元のお取引様のご協力を得て、地元で生産されたものをお客様に提供することで地産地消を積極的に進めたいと思います。

衣料品スーパーについても店舗を増やしたいと思っています。そのためには、ファッション性よりもあくまで地域密着の実用衣料にこだわり、客層、価格、品揃えで差別化を図りたいと思います。

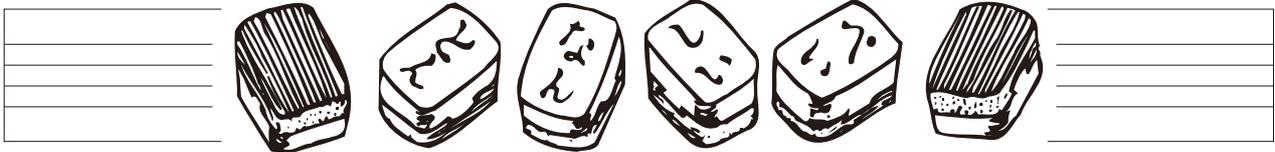
ききて 最後に、御社の経営理念についてお聞かせください。

社長 「店はお客様のためにあり、店は従業員とともに栄える」という経営理念を掲げています。経営者として、自分は何のために食品と衣料品のスーパーという仕事をやっているのか、ということを見つめなおす必要があります。お客様や従業員から離れてしまわないためにも、こういうことを基本にしないといけないとの思いで、これを経営理念としています。

ききて 本日は、誠にありがとうございました。

(ききて：矢島)





高山支部 ユネスコ無形文化遺産登録記念 高山祭屋台の総曳き揃え

昨年12月に高山祭の屋台行事を含む全国の「山・鉦・屋台行事」33件がユネスコ無形文化遺産に登録されました。

今回それを記念して、春・秋の祭屋台、23台による総曳き揃えが、平成29年4月29日(土)・30日(日)に、55年ぶりに開催されます。また、夜の曳き揃えも行われます。

夜の曳き揃えは今回が初めてだそうです。今までの先人の高山祭への思いが一気に花咲くイベントとなるのではと思います。

このイベントを機会にさらに高山の文化を磨いていき、私たちの住む飛驒高山が発展できることを期待しています。 (住記)



萩原支部 「飛驒街道 天領朝市」を開催予定

毎年6月下旬から11月上旬までの毎週金曜日、朝9時から11時まで萩原本町商店街において、「飛驒街道 天領朝市」を開催しています。

この事業は、平成21年から行っており、今年で8年目を向かえます。街中には約20軒の屋台が並び、地元の採れた新鮮野菜や特産品、福祉施設の方々が作られた品物や栽培された野菜などを販売し地域の方々と交流を深めています。



益田清風高校の屋台



新鮮な野菜などが屋台に並ぶ

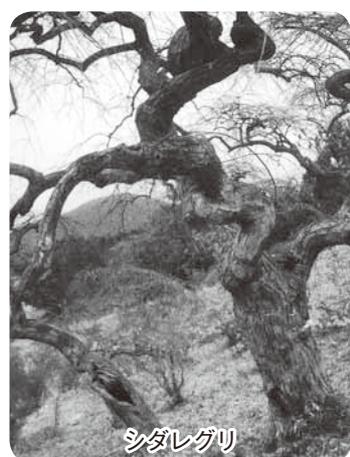
地元益田清風高校の屋台では、生徒が育てたスイーツの販売や、それを加工したゼラート、コーンポタージュスープを販売し好評を得ています。

各商店も朝市に併せて特売品などを揃えており、年間約10,000人のお客様が来街されお買い物を楽しんでみえます。

今年も6月下旬からの開催を予定しています。みなさんも一度足を運んでみてください。 (桂川記)

下呂支部 「いやしの里 竹原ふるさと散歩」と「シダレグリ自生地」

竹原の里に咲くハナモモ・ツツジ・スイセン・シバザクラなど春の花、そして農家や先人たちの築いた竹原の歴史・文化などを巡ります。毎年4月下旬に開催され(定員70名)下呂市内外から多くの人参加します。農地の持つ多面的機能のPRとして行い、休耕地や農道斜面などを上手に活用した事例を見学できます。圧巻は土手に咲く2万本のスイセン! そして皆で食べる「お花見弁当」! 癒しのひとときです。



また、下呂市乗政地内には全国に3カ所しかないといわれている、珍しい「シダレグリ自生地」があります。シダレグリはその名のとおりに枝がこんもりと地表に垂れ下がった珍しいクリの木で、標高540メートルの地に約200本自生しています。百年以上の老木もあり幹の周囲は1.8メートルほどあります。春は新緑とツツジ、夏は枝が葉で隠れ上段から見ると「お椀」のように見えます。秋になるとツツジの紅葉とクリの黄葉が楽しめ、冬になると落葉した幹や枝に雪が積もり「白龍」「白蛇」のように見え四季を通じて目を楽しませてくれます。管理は地元成人団体「D・V・C」(ディベロップボランティアクラブ)が年間を通じて手厚い保護活動をしています。ぜひ一度訪れてみてください。(千田 記)

古川支部 私たちの住まうまちの将来を考える

先日、飛驒市で地元の青年会議所が主催する「かたらまいか飛驒」というワークショップが開催されました。地元で活動をしている若者の団体や個人が自分たちの住まうまちの将来をテーマに沿って話し合うというものです。

お題とされたのは「飛驒市の人口減少と空き家対策」で、副題としてIT都市として、観光都市として、介護・医療都市として飛驒市の人口がどのようにしたら増えていくのかを、それぞれチームに分かれ話し合います。



はじめに、飛驒市長から人口減少の現状とその原因の説明を受けながら問題提起を受け、その後グループに分かれてのワークショップを行いました。自由な発想でなんでも出していいというルールなので、参加している人達は思い思いのアイデアを付箋紙に書き発表していました。その後、様々な意見をを絞り込んで、テーマに沿った一押しアイデアを用紙に書き込みグループごとに発表です。それぞれの斬新なアイデアや意見が発表されるたびに、会場からは大きな拍手が沸き上がっていました。

まとめに市長より、斬新な切り口が多く大変参考になって刺激を受けたと所見をもらえました。各種団体の枠を超え、一つの目標に向かって楽しく活発に話し合えたこのワークショップは地元活性化につながる有意義な時間となったようです。(廣田 記)

(公社)飛驒法人会理事会

と き：平成29年2月28日(火) ところ：高山グリーンホテル



本年度3回目の理事会が、土屋高山税務署長、松浦法人課税第一統括官、大同生命佐藤支社長他をご来賓に迎え、出席理事数24名で開催されました。

平成29年度事業計画並びに収支予算、上宝支部の高山支部への合併に係る支部規程及び旅費規程の改正などが議決されました。

ETCカードによる高速道路料金割引制度を開始

飛驒法人会では、会員へのサービスの一環として「ETCカードによる高速道路割引制度」を協同組合アイ・ネットサービスとの提携により開始します。

今回の法人会だよりにチラシを同封しますので、貴社等の経費削減策の一環として参考にしてください。

【特典概略】

貴社が所有する車両をNEXCO中日本に登録することにより、ETCコーポレートカードによる高速道路料金の大幅割引が受けられるものです。

(1) 5,000円を超える料金

使用額により10%～30%の割引

ただし、手数料等の支払があるため1万円以上の使用額がないとメリットがありません。

(2) ETC2.0搭載車両

使用額により20%～40%の割引

(3) 加入時に必要な組合出資金は、1,000円(通常は1万円)

【加入組合及び窓口】

協同組合アイ・ネットサービス(名古屋市名東区一社3-90)



平成28年度 岐阜県下法人会運営研究会

と き：平成29年2月2日(木) ところ：岐阜グランドホテル

第37回県下法人会運営研究会が岐阜市で開催され、名古屋国税局課税第二部長山下俊彦様、同局課税第二部法人税課長様、岐阜北税務署長間瀬暢宏様、岐阜南税務署長井家益光様、多治見税務署長筒井真澄様始め、県下7税務署の法人課税第一部門統括国税調査官を来賓に迎え盛大に開催されました。

法人会運営研究会は、法人会の課題を研究して発表する場ですが、今年度は、前年度に引き続き岐阜南法人会が、公益社団法人として「公益法人として社会に貢献する」というタイトルで、公益法人認定後の取組みを、多治見法人会は、「会員増強」を多彩な施策により事務局・支部一丸となった取組みの発表がありました。



また、多治見法人会の発表において高速道路料金の割引制度を利用した会員加入勧奨は、当法人会においても参考となるものでした。

特に、多治見法人会の発表において高速道路料金の割引制度を利用した会員加入勧奨は、当法人会においても参考となるものでした。

なお、次回は当法人会が研究発表(2年間)となっていますので、皆様のご協力をお願いします。

第71回 東海法人会連合会大会

と き：平成29年3月9日(木) ところ：長島温泉ホテル花水木

東海法人会連合会大会が垣水純一名古屋国税局長様、鈴木英敬三重県知事、伊藤徳宇桑名市長を始め、国税局・税務署の幹部の皆様を来賓に迎え、桑名市で盛大に開催されました。

式典に続き行われた研究発表では、(公社)一宮法人会が税の啓発活動としての租税教室、(公社)西尾法人会が公益事業活動としての地域社会貢献、(一社)多治見法人会が会員増強をテーマに発表がありました。



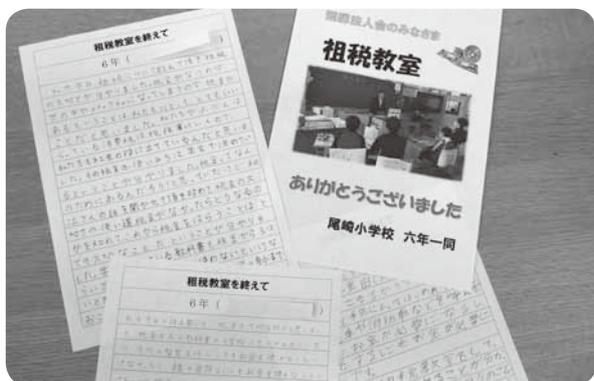
租税教室の充実及び法人会活動を通じた地域社会への貢献、会員数の純増を組織が一丸となってなし得たことが具体的な活動とともに発表され、当法人会としても参考となるものでした。

青年部会だより

租税教室各支部で展開！

今年度も各支部にて小中学校 16 校、622 名の児童・生徒を対象に租税教室を開催しました。1月初旬の大雪の中、遠くは地図にない村「山之村」へまで足を運んでいただきました。

平成 30 年度全国青年の集い「岐阜大会」においてプレゼンテーションを担当するにあたり、全国的にも早くから租税教室に取り組んできたこと、管内の学校の開催 100% 達成に貢献してきたことなど、これまでの活動や飛驒ならではの地域性を盛り込んでいきたいと思ひます。



岐阜県下法人会青年部会正副部会長会議

と き：平成 29 年 3 月 17 日（金） ところ：下呂温泉 水明館

平成 29 年 10 月 13 日（金）に飛驒法人会青年部会が主管となって開催される第 40 回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会について、開催概要や協議会テーマ・実施方法などの説明をし承認していただいた。

当日は県内より 100 余名の方々を下呂の地に足を運んでいただき、水明館において開催いたします。飛驒法人会青年部会が一丸となっておもてなしをしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。



女性部会だより

(公社)飛驒法人会女性部 新年研修会

と き：平成29年1月24日(火) ところ：本陣平野屋 花兆庵

女性部会は、松浦光恭高山税務署法人課税第一部門統括国税調査官を講師に迎え、新年研修会を開催しました。



研修会では、講師から自主点検チェックシートに基づき、貸借関係(資産・負債・資本)、損益関係の内容を、具体的にこんな点を注意することなど、こと細かく83項目について、わかり易い説明でした。

研修会終了後、社会奉仕活動の一環として、チャリティオークションを皆様のご協力により行い、収益金は高山市民時報社を通じて、(社福)飛驒慈光会へ寄付しました。

岐阜県下法人会女性部会 部会長会議

と き：平成29年3月7日(火) ところ：ホテルリソル岐阜

岐阜県下法人会女性部会部会長会議が開催されました。

今回の会議において、29年度以降の「正副部会長会議」及び「女性部会連絡協議会」の運営方法について、主催者として岐阜県連から次の提案があり基本的に承認されました。

①「部会長会議」として、参加者は女性部会長と専務理事又は事務局長を原則とし、改選期には次期女性部会長も併せて3名とすること。

②「部会長会議」、「女性部会連絡協議会」は、事務的な準備は岐阜県連が行うこととし、開催場所は基本的に岐阜市内とする。

③「女性部会連絡協議会」の参加人数も、従来単位会15名程度から10名(事務局除く)として合理化・効率化をはかる

④主管制度は残して「女性部会連絡協議会」の司会及びテーマの決定、当日の準備等を分担することなど。



税に関する絵はがきコンクール

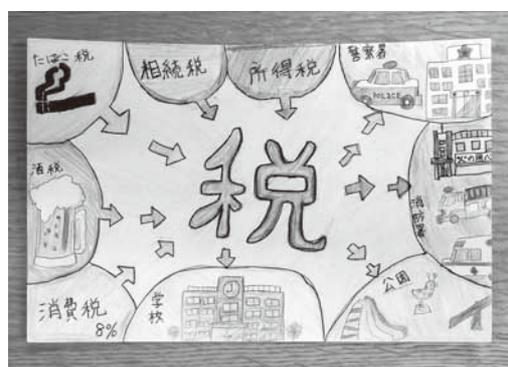
今年も女性部会主催による「税に関する絵はがきコンクール」が実施され、租税教室を実施した小学校6年生を対象に募集いたしました。

今年度は4校より90点の応募があり、審査の結果、下記の方々が各賞に選ばれました。女性部会長賞の荒川さんの作品は岐阜県の審査に進み、単位会代表作品として4月7日に開催された法人会全国女性フォーラム(鹿児島大会)会場にて展示されました。



女性部会長賞

高山市立山王小学校6年 荒川 裕絵さんの作品



高山税務署長賞

下呂市立下呂小学校6年 熊崎 文音さんの作品



飛驒法人会長賞

下呂市立下呂小学校6年
長坂 侑真さんの作品

●入賞された皆さん

	学 校 名	氏 名
(公社)飛驒法人会女性部会長賞	高山市立山王小学校	荒川 裕絵 さん
高山税務署長賞	下呂市立下呂小学校	熊崎 文音 さん
(公社)飛驒法人会長賞	下呂市立下呂小学校	長坂 侑真 さん
優 秀 賞	高山市立山王小学校	笠木 涼帆 さん
	高山市立西小学校	小林 利桜 さん
	高山市立久々野小学校	佐藤 大嵩 さん
	下呂市立下呂小学校	山田 木々名 さん

高山労働基準監督署からのお知らせ

岐阜県最低賃金は、平成28年10月1日から時間額 **776円** となっています（特定《産業別》最低賃金も別にあります。）。最低賃金は県内で働く全ての方々（パート、アルバイトを含みます。）に適用されますので、十分注意してください。

経済情勢にも関連しますが、政府の方針もあり、毎年かなりの額の引上げがあると予想されます（通常、毎年10月頃改正があります。）。

また、現在、長時間労働の抑制を始めとする「働き方改革」が国会などで盛んに議論され、「プレミアムフライデー」（月末の金曜日の仕事を早く終える取組）も始まりました。飛騨地区でも全国に先駆け取り組んでおられるところもあります。是非、より働きやすい職場環境の整備に向けた取組にご尽力をお願いします。

最後に、残業を行うためには、労働基準法第36条に基づく協定の監督署への届け出（いわゆる「サブロク協定」）が必要となります。今後、法改正も予定されているようですが、随時、情報提供させていただきたいと思っております。

ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

- 問い合わせ先：高山労働基準監督署監督課 電話 0577(32)1180

岐阜県の最低賃金一覧

◎岐阜県最低賃金

最低賃金額（時間額）	改正発効日	岐阜県最低賃金は、県内で働く全ての労働者（パート、アルバイトを含む。）に適用されます。
776円	H28.10.1	

◎特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）	改正発効日	適用除外労働者 (岐阜県最低賃金が適用されず。)
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	829円	H28.12.21	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・電球・電気照明器具製造業で働く者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上において、手作業により又は小型手持動力機、操作が容易な小型機械若しくは手工具を用いて行う巻線、組線又は組付の業務に主として従事する者
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	872円	H28.12.21	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	917円	H28.12.21	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者

- 注1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
 注2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。
 注3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
 注4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額の比較方法
 ・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
 ・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精進手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。

- 厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
- 岐阜労働局のホームページ <http://www.gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
- 岐阜労働局労働基準部賃金室 058(245)8104



この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください

必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も



総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

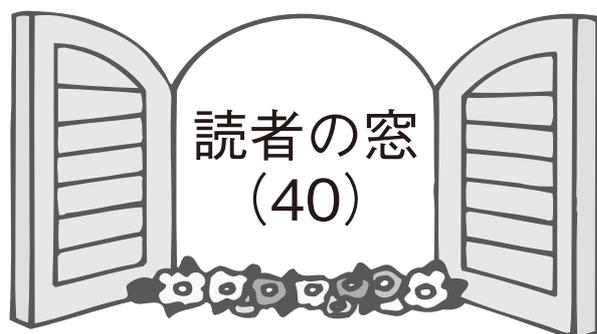
【出典】厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社
岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141

AIU AIU損害保険株式会社
Member of AIG
岐阜支店/岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル3F)
TEL 058-262-4771

F-27-1050(平成28年3月22日)



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの
投稿をお待ちしています。

投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い
します。

F A X 0577-33-1093

E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

景気の先行き、政治の混迷などなど

高山市 A.T 43才

当たり前と思う事、私たちは税金を納めている。それぞれの生活基盤として、国民全体で分担し合う事は、至極当然と思う。

首都圏では、東京オリンピックに向けて好景気に忙しいようだ。人手不足(若年層の減少も含め)もあいまって、人員確保にも大変らしい。だが、日本の首都であり、おそらく、優秀な人材が集まる東京都においても、豊洲移転問題などが起こる。扱う額が大きいだけに問題も大きく、責任も大きい。また、優秀な人材が集まる国会をもってしても、日本国の景気回復は、おいそれとは、いかないらしい。地方の小都市高山では、兆しは感じるものの、まだまだ回復したとも思えない。なぜだろう?少し考えてみた。

異論反論は多いかと思うが、ひょっとしてと思うことが一つ浮かび上がってきた。

行政職員、国会議員は、それぞれのプロである。その大多数は、学問を修め、入庁し各分野にて腕を磨いてこられたのであろう。しかし、民間企業での就業経験がない方が多いのではないだろうか?

卒業し、民間に就職した私は、もちろんであるが、国会の運営、行政の運営などは無知である。その部分においては、誰も私に期待していない。当然である。

では、民間就業経験の少ない人に民間経済の向上を全面的に託すことに無理はないのだろうか?ましてや、地方経済の向上を中央の人々に託すのには無理がないか?

もちろん、影響がないわけではないので国の動向、東京都の動向などにも注目するが、自身の地域の経済向上は、地域の人主体が基本であろう。

ここはひとつ「何が悪い」「何さえ変われば」などと言わず、地方から変わる。自社から変わる。自身から変わる。でどうだろう。

他力本願「変えてもらう」は、もう時代遅れなのではないか。

税とふるさと

下呂市 50代 会社員

先日の確定申告の期間に所得税の申告を行ってきました。去年は周囲のすすめで初めて「ふるさと納税」に挑戦しました。ものは試しと納税してみました。後からインターネットで調べると全国の自治体ごとに様々な特産品を返礼品のラインナップを揃えているようで、私自身も返礼品を選ぶ事が楽しく感じました。自治体の中には牛肉などの高価な返礼品も並んでいました。

平成20年から始まったこの制度ですが、伸び始めたのはここ2年ほど前からのようです。もともとは故郷を離れても、故郷に貢献したいという想いがきっかけのようですが、最近はどうせ納税するならば少しでもお得に納めたいという面が大きいうで、自治体間の競争も熾烈になっていると聞きます。また、人口減少の著しい地方では新しい税収の手段として力を入れる自治体も多いですが、都市の自治体はその逆に陥っているようです。いずれにせよ、本来の趣旨にあっていいのか見直しの時期にきたのかもしれませんが、生まれ故郷を離れてしまった者にとって、故郷へ納税という応援を手軽にできる手段のひとつとして活用していきたいと思えます。

事務局だより

第5回（公社）飛驒法人会定時総会について

第5回 定時総会の日程が決定いたしました。後日葉書にてご案内いたしますが、たくさんの方のご参加をお待ちしております。

なお、議事の計算書類の提供は、平成29年5月1日以降、ホームページを通じて提供します。

と き 平成29年6月13日(火) 午後4時から

ところ 高山グリーンホテル

編集後記

■ 人手不足のこの頃、今年も新入社員やピカピカの一年生の姿が輝いて眩しいくらいです。

■ 税務署長 土屋雅則さんの寄稿文、「3」で表現すること」とても日常活用できることで「ナベサダ」氏の発想は素晴らしく、「売り手よし、買い手よし、世間よし」に徹したものです。

■ 今号より、高山労働基準監督署からお知らせが掲載されることとなりました。

■ 税に関する絵はがきコンクールの入賞作品が掲載されています。

■ 本欄拙文を16年間読んでいただき厚くお礼申し上げます。次号からは新編集人が執筆いたします。

(M.N)

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

項目番号	点検結果	代表者記入欄 改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	点検結果	
		○	×
貸倒金 小切手 受取手形	12 半掛現金と借倒の残高は一致していますか。	○	○
	13 現金、小切手による高額又は不定額(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	14 現金(通帳)と借倒の残高は一致していますか。	○	○
	15 受取手形の借倒と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○
売掛金 未収金	17 得意先がデフォルトになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	18 回収が滞しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×
	19 入金条件(決算日、決算手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先 **飛驒法人会** 電話 0577-34-2201
E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

平成29年4月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島 道雄 住 宏夫 長瀬 栄二郎 高橋 厚生 矢島 俊彦 千田 純弘
桂川 典輝 細江 和彦 森前 三弘 廣田 耕作 追分 英輔 中田 昭彦
中谷 敬子 今井 美佐子 村井 智子 中谷 朋子